

議案第18号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第67条」を「第66条」に改める。

第23条の2中「川崎市川崎区宮本町2番地32」を「川崎市川崎区東田町8番地」に改める。

第64条を削り、第65条を第64条とし、第66条を第65条とし、第67条を第66条とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第23条の2の改正規定は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

精神保健福祉センターを移転し、及び川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター運営協議会を廃止するため、この条例を制定するものである。